

～後期高齢者医療制度のお知らせ～ 令和2年度の保険料等について

■ 6月に保険料額をお知らせします ■

令和2年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】 52,048円 (前年 50,205円)	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得－33万円)×10.98% (前年 10.59%)	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (前年62万円) ※100円未満切り捨て
---	---	---	---	--

○1年間の保険料の上限額は64万円です。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

◆保険料の軽減

①均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和30年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	→ 7割軽減	【年額】15,614円 (前年10,041円)
33万円	→ 7.75割軽減	【年額】11,710円 (前年7,530円)
33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数) (前年28万円)	→ 5割軽減	【年額】26,024円 (前年25,102円)
33万円+(52万円×世帯の被保険者数) (前年51万円)	→ 2割軽減	【年額】41,638円 (前年40,164円)

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が5割軽減となります。ただし、所得の状況により軽減割合が7割、または7.75割に該当することがあります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険は含まれません。

《被保険者の皆様へのお願い》

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の納付書（通知書）は、**令和2年6月上旬発送予定**です（年金から天引きのみの方は、6月中に別途発送予定）。

納付書が届きましたら、氏名、金額、支払方法をご確認のうえ、納期内の納付についてご協力をお願いします。

問い合わせ先 保健福祉課 国保係 後期高齢者医療担当 ☎76-2151 (内線228・237)
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

国民健康保険税の 課税方式等の見直しについて

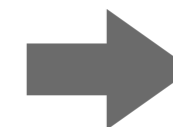
令和2年度の津別町国民健康保険税について、課税方式の見直し及び地方税改正による変更があります。なお、税率については、津別町国民健康保険運営協議会の審議を経て決定し、あらためて広報6月号でお知らせします。

【令和2年度から「資産割」を廃止します】

津別町の国民健康保険税はこれまで、所得割、資産割、均等割（加入者1人当たりの額）、平等割（1世帯当たりの額）の4方式により課税していましたが、固定資産を所有する年金生活者等の負担の軽減や、国保制度の都道府県化に伴い道内市町村の保険料水準の統一化を図るため、令和2年度から「資産割」を除く3方式に変更します。

改正前4方式

所得割
資産割
均等割
平等割



改正後3方式

所得割
均等割
平等割

【課税限度額の引き上げ及び軽減措置を拡大します】

令和2年度の税制改正により、国民健康保険税の負担公平の確保と低所得者の負担軽減を図るため、課税限度額の引き上げと国民健康保険税の軽減措置が拡充されます。

○課税限度額

- ・医療保険分 現行の61万円から63万円に引き上げ
- ・後期高齢者支援金分 現行の19万円から変更なし
- ・介護保険分(40～64歳の方) 現行の16万円から17万円に引き上げ

○軽減措置

世帯の前年所得が基準額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。今回の見直しにより、5割軽減と2割軽減の対象世帯が拡大されます。

- ・7割軽減 世帯の総所得金額等が33万円以下（変更なし）
- ・5割軽減 世帯の総所得金額等が33万円+国保等加入者数×28万5千円(改正前28万円)以下
- ・2割軽減 世帯の総所得金額等が33万円+国保等加入者数×52万円(改正前51万円)以下

問い合わせ先 保健福祉課 国保係 ☎76-2151 (内線228・229)

国勢調査2020 国勢調査2020キャンペーンサイト
https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020campaign/



開始100年の国勢調査、はじまります

総務省統計局・北海道庁・市町村